

令和7年度税制改正の概要

所得税法等の改正	本文 参照頁
第一 所得税の見直し関係の改正 1 基礎控除の改正 (1) 基礎控除の引上げ ① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げることとされました。 ② 上記①の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げ等を行うこととされました。 (2) 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例の創設 ① 令和7年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合には、基礎控除の控除額に次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算することとされました。 イ 令和7年分及び令和8年分……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (イ) その居住者のその年分の合計所得金額が132万円以下である場合……37万円 (ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が132万円を超え336万円以下である場合……30万円 (ハ) その居住者のその年分の合計所得金額が336万円を超え489万円以下である場合……10万円 (ニ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円を超える場合……5万円 ロ 令和9年分以後の各年分……37万円 ② 上記①の措置は、年末調整において適用できることとされました。 ③ 上記①の措置の創設に伴い、令和8年以後の各年における公的年金等	79 80

に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げ等を行うこととされました。

(3) 令和7年における公的年金等に係る源泉徴収税額の充当・還付

81

居住者に対し、特定公的年金等の支払者が令和7年12月1日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、特定公的年金等に係る所得税の額の合計額が、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算した基礎控除の引上げに伴う改正の一部を加味した税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならないこととされ、なお充当しきれない超過額（過納額）があるときは、その支払者は、その過納額を還付することとされました。

2 給与所得控除の改正

(1) 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げることとされました。

84

(2) 上記(1)の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の改正が行われました。

85

3 特定親族特別控除の創設

(1) 居住者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の一定の親族等で、合計所得金額が123万円以下であり、かつ、控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。以下同じです。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じ、次のとおりの控除額を控除することとされました。

85

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(2) 上記(1)の特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合には、給与等に係る源泉徴収の際に適用できることとされ、また、特定親族の合計所得金額の見積額が85万円以下の場合には、公的年金等に係る源泉徴収の際に適用できることとされました。

88

(3) 上記(1)の特定親族特別控除は、年末調整において適用できることとされました。	89
4 基礎控除の改正等に伴う所得税法関係の改正	
(1) 雑損控除	96
雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額等の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げることとされました。	
(2) ひとり親控除	96
ひとり親に該当するかどうかの判定におけるその者と生計を一にする子に係る総所得金額等の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げることとされました。	
(3) 勤労学生控除	96
勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げることとされました。	
(4) 配偶者控除	96
同一生計配偶者の合計所得金額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げることとされました。	
(5) 扶養控除	96
扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げることとされました。	
(6) 災害減免法の徴収猶予	96
徴収猶予限度額等の算定をする場合には、特定親族特別控除の額の見積額も加味することとされました。	
第二 金融・証券税制の改正	
1 所得税法等の規定による本人確認方法の改正	99
所得税法等の規定による本人確認の方法について、署名用電子証明書を送信する方法に代えて、カード代替電磁的記録を送信する方法によることができることとされました。	
2 信託に係る所得の金額の計算の改正	101
法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その受託法人の信託財産に属する特定株式については、その特定株式を受益者等が指定されて法人課税信託に該当しなくなった時における価額（その価額が帳簿価額相当額に満たない場合には、その帳簿価額相当額）により取得したものとみなして、居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、その特定株式のその帳簿価額相当額は、その居住者のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされました。	

3 個人の告知手続等に関する改正

(1) 預貯金口座付番制度の創設に伴う個人の告知手続の整備

104

① 利子等又は配当等の支払等を受ける個人が告知等をする場合において、その告知等を受ける者が、その個人に係る特定通知等を受けて作成されたその個人の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その個人は、その告知等を受ける者に対しては、個人番号の告知等を要しないこととされました。

② 国外送金等、国外証券移管等又は国外電子決済手段移転等をする一定の個人がその告知書の提出をする場合において、その告知書の提出を受ける者が、その個人に係る特定通知等を受けて作成されたその個人の氏名、住所及び個人番号を記載した帳簿を備えているときは、その個人は、その告知書の提出を受ける者に対しては、本人確認書類の提示等を要しないこととされました。

(2) 非上場有価証券特例仲介等業者の除外

107

国外送金等をする者の告知書の提出を要しない公共法人等の範囲から、非上場有価証券特例仲介等業者が除外されました。

4 所有株式に対応する資本金等の額の計算方法の改正

109

通算法人が行った分割型分割及び株式分配（以下「分割型分割等」といいます。）により調整対象通算法人の株式等を分割承継法人に移転し、又は現物分配法人の株主等に交付する場合のみなし配当等の額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、その分割型分割等に係る調整対象通算法人の株式等の帳簿価額については修正前帳簿価額及び修正帳簿価額により調整した金額を用いて計算することとされました。

5 特定受益証券発行信託の元本の払戻しがあった場合の受益権の取得価額の計算規定の創設等

(1) 居住者が、その有する特定受益証券発行信託の受益権（以下「旧受益権」といいます。）に係る特定受益証券発行信託の元本の払戻し（その特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除きます。以下同じです。）により金銭の交付を受けた場合における旧受益権1口当たりの取得価額の計算方法等が定められました。

113

(2) 株式等の譲渡の対価の受領者等の告知及び支払調書の対象となる償還金等の範囲に、特定受益証券発行信託の元本の払戻しにより交付を受ける金銭が追加されました。

114

(3) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の適用を受けた特定受益証券発行信託の受益権について、国外転出の時にその受益権に係る特定受益証券発行信託の元本の払戻しにより金銭の交付を受けた場合における国外

114

転出時評価額等の調整計算の方法が定められました。

第三 その他の改正

1 減価償却資産の範囲の改正

115

減価償却資産の範囲に、無形固定資産として二酸化炭素の貯留事業に関する法律の試掘権が追加されました。

2 退職所得課税の見直し

(1) 老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をい

120

います。以下同じです。）以外の退職手当等の支払を受ける年（以下「受給年」といいます。）の前年以前9年以内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限ります。）の支払を受けた場合には、その老齢一時金を含む、受給年の前年以前9年以内に支払を受けた退職手当等（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限ります。）については、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

(2) 令和8年1月1日以後に支払を受けるべき老齢一時金に係る退職所得の

121

受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）とされました。

(3) 退職手当等の支払をする者は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職

121

手当等について、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。

3 国庫補助金等の総収入金額不算入制度の改正

123

対象となる国庫補助金等に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が交付する鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金が追加されました。

4 家事関連費等の必要経費不算入等の改正

124

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の制定に伴い、居住者が納付する同法の課徴金及び延滞金の額は、必要経費に算入しないこととされました。

5 リース取引に関する改正

(1) リース資産の減価償却について、次の改正が行われました。

129

① 所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされるリース資産の償却費の額の計算上選定することとされるリース期間定額法の計算の基礎となるリース資産の取得価額について、その所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日後に締結されたものにあっては、その取得価額に含まれる残価保証額に相当する金額を控除しないこととされました。

② 所有権移転外リース取引の要件のうち割安購入権に関する要件につい

て、賃借人に対しリース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を買い取る権利が与えられており、かつ、その権利が割安購入権であることその他の事情によりその権利が行使されることが確実であると見込まれるものであることとされました。	
(2) リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期の特例は、廃止されました。	129
6 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲の改正	134
特定公益増進法人の範囲に、国立健康危機管理研究機構が追加されました。	
7 確定申告書の添付書類に関する改正	135
小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、次に掲げる書類（以下「控除証明書」といいます。）の添付又は提示に代えて、控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとされました。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、その求めがあったときは、これらの控除の適用を受ける者は、その控除証明書の提示又は提出をしなければならないこととされました。	
(1) 小規模企業共済等掛金控除の証明書	
(2) 生命保険料控除の証明書	
(3) 地震保険料控除の証明書	

租税特別措置法等（所得税関係）の改正	本文参照頁
第一 金融・証券税制の改正	
1 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正	
(1) 令和8年1月1日以後に控除対象特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、その年分の確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうちその特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとされました。	149
(2) 居住者等が、その居住者等がその年中に取得をしたその控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき上記(1)の特例の適用を受け、所得税の還付を受けた場合において、その還付の請求の基礎となった特定株式控除未済額が生じた年の翌年以後の各年分における適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額の計算方法が定められました。	153
(3) 居住者等が、その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要し	155

た金額の合計額につき、本特例の適用を受けた場合において、適用年の翌年1月1日（その者が適用年の中途において出国をした場合には、その出国の時）からその適用年の翌年12月31日までの間に、その適用年において取得をした特例適用控除対象特定株式の一定の譲渡をしたときにおけるその適用年の翌年以後の各年分におけるその特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額の計算方法が定められました。	
(4) 沖縄振興特別措置法に規定する指定会社について、同法の規定に基づく指定期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	158
2 特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正	
(1) 令和8年1月1日以後に控除対象設立特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた設立特定株式控除未済額がある場合には、その年分の確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうちその設立特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとされました。	161
(2) 居住者等が、その居住者等がその年中に取得をしたその控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき上記(1)の特例の適用を受け、所得税の還付を受けた場合において、その還付の請求の基礎となった設立特定株式控除未済額が生じた年の翌年以後の各年分における適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額の計算方法が定められました。	164
(3) 居住者等が、その年中に取得をした控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき、本特例の適用を受けた場合において、適用年の翌年1月1日（その者が適用年の中途において出国をした場合には、その出国の時）からその適用年の翌年12月31日までの間に、その適用年において取得をした適用控除対象設立特定株式の一定の譲渡をしたときにおけるその適用年の翌年以後の各年分におけるその適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額の計算方法が定められました。	165
3 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の改正	169
本特例の対象となる第一種金融商品取引業を行う者の範囲から、非上場有価証券特例仲介等業者が除外されました。	
4 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正	
(1) 非課税口座の再開設及び特定累積投資勘定等の再設定に関する手続の改正	177
① 廃止通知の提出又は提供により非課税口座に設けられる特定累積投資	

勘定については、原則としてその廃止通知の提出又は提供があった日（改正前：所轄税務署長から非課税口座の開設又は特定累積投資勘定の設定ができる旨の提供があった日等）に設けられることとされました。

② 特定非課税口座開設届出書に係る提出事項につき所轄税務署長から非課税口座の再開設ができない旨の提供があった場合には、その特定非課税口座開設届出書の提出により開設された上場株式等の振替記載等に係る口座は、その口座の開設の時から非課税口座に該当しないものとして所得税に関する法令の規定を適用することとされました。

③ 勘定廃止通知等に係る提出事項につき所轄税務署長から特定累積投資勘定の再設定ができない旨の提供があった場合には、その勘定廃止通知等の提出又は提供により非課税口座に設けられた上場株式等の振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定は、その勘定の設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないもの等として、所得税に関する法令の規定を適用することとされました。

(2) 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権の範囲の拡充

① 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権について、対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権の範囲に、一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の上場株式投資信託の受益権が追加されました。

② 累積投資上場株式等に係る要件のうち上場株式投資信託に適用される要件について、上記①の改正により追加された上場株式投資信託の受益権は、取得対価の額に係る要件に代えて、次の要件を満たすことが必要とされました。

イ 管理期間を通じて、上場株式投資信託の受益権の公表最終価格が3万円を超えた場合には、その超えた日から6月を経過する日までにその公表最終価格を3万円以下にするための必要な措置が講じられるものであること。

ロ 対象商品届出書を提出する日前1月間の上場株式投資信託の受益権の公表最終価格の平均値が1万円以下であること。

ハ 対象商品届出書を提出する日の前営業日における上場株式投資信託の受益権の公表最終価格が1万円以下であること。

③ 累積投資上場株式等に係る要件のうち上場株式投資信託の受益権の取得対価の額に係る要件について、1口当たり1万円以下（改正前：1,000円以下）に引き上げられました。また、上記①の改正に伴い、こ

179

の要件は一定額による買付けで取得する上場株式投資信託の受益権について適用するものとされました。	
(3) 非課税上場株式等管理契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡の範囲に、非課税口座内上場株式等である特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の元本の払戻しによる上場株式等の譲渡でその譲渡に係る金銭の交付が非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して行われるものが追加されました。	181
5 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正	
居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととされました。	
(1) その未成年者口座に設けられる非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日又は対象年（その居住者等がその年1月1日において18歳である年をいいます。）の1月1日のいずれか遅い日	185
(2) 令和8年1月1日	185
6 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正	
(1) 特定受益証券発行信託の受益権を有する居住者等がその特定受益証券発行信託の元本の払戻しにより交付を受ける金銭の額については、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとされました。	188
(2) 発行する社債が上場株式等となる第一種金融商品取引業を行う者の範囲から、非上場有価証券特例仲介等業者が除外されました。	188
7 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正	
(1) 上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲に、次の上場株式等が追加されました。	190
① 居住者等が特定非課税口座開設届出書の提出をして開設された口座でその開設の時から非課税口座に該当しないものとされる口座に係る振替口座簿に振替記載等がされている上場株式等で、その口座からその口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されているその居住者等の特定口座への振替の方法によりその上場株式等の全てを受け入れるもの	
② 居住者等が勘定廃止通知等の提出又は提供をして上場株式等の振替記	

載等に係る口座に設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとされる勘定に係る上場株式等で、その口座からその口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されているその居住者等の特定口座への振替の方法によりその上場株式等の全てを受け入れるもの

- (2) 居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者は、その特定受益証券発行信託の元本の払戻しを行った場合には、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、元本減少割合等を通知しなければならないこととされました。

191

8 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設

195

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年中に支払った新生命保険料の金額に応じて次の表に掲げる金額を所得控除する特例が設けられました。

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
30,000円以下	支払保険料等の全額
30,000円超60,000円以下	支払保険料等×1/2+15,000円
60,000円超120,000円以下	支払保険料等×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

第二 住宅・土地税制の改正

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度（住宅ローン税額控除）等の改正

- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の改正

202

- ① 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、その認定住宅等の新築等をした認定住宅等（認定住宅等とみなされる特例認定住宅等を含みます。）又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（その認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をした日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、認定住宅等の住宅ローン税額控除の特例を適用するときの認定住宅等借入限度額は、次のとおり上乗せされた金額とすることができるとされました。

居住用家屋の区分	認定住宅等借入限度額
認定住宅	5,000万円（4,500万円）

特定エネルギー消費性能向上住宅	4,500万円（3,500万円）
エネルギー消費性能向上住宅	4,000万円（3,000万円）

（注） かつこ内は令和7年に居住の用に供した場合の上乗せ前の認定住宅等借入限度額。

- ② 小規模居住用家屋である認定住宅等で令和7年12月31日以前に建築確認を受けたもの（以下「特例認定住宅等」といいます。）の新築又は特例認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得について、認定住宅等の住宅ローン税額控除の特例の適用ができることとされました。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととされました。

(2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の改正

- ① 特例対象個人に該当する住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、その認定住宅等の新築等をした認定住宅等（認定住宅等とみなされる特例認定住宅等を含みます。）又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（その認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をした日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン税額控除の控除額に係る特例を適用するときの借入限度額は、次のとおり上乗せされた金額とすることができることとされました。

居住用家屋の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円（4,500万円）
特定エネルギー消費性能向上住宅	
エネルギー消費性能向上住宅	

（注） かつこ内は令和7年に居住の用に供した場合の上乗せ前の借入限度額。

- ② 上記(1)②と同様の措置を講ずることとされました。

2 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の改正

特例対象個人が、その所有する居住用の家屋について子育て対応改修工事等をして、その居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合には、その特例対象個人の同年分の所得税の額から、子育て対応改修工事等に係る標準的費用額（補助金等の交付を受ける場合には、補助金等の額を控除した後の金額とし、その金額が250万円を超える場合には、250万円）の10%に相当する金額を控除することができることとされました。

203

206

3 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等の廃止	208
制度が廃止されました。	
第三 事業所得等に係る税制の改正	
1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正	210
研究開発税制のうち特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別研究機関等に国立健康危機管理研究機構が追加されました。	
2 中小事業者が機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	212
適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	
3 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	
次の見直しが行われた上、その適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。	
(1) 機械装置及び器具備品の特別償却割合が、35%（改正前：40%）に引き下げられました。	215
(2) 特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件が1億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられました。	215
(3) 特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る措置について、次の見直しが行われました。	215
① 措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合が追加されました。	
イ 承認地域経済牽引事業が次のいずれかに該当すること。	
(イ) 指定業種に該当すること。	
(ロ) 対象事業の特定取引先の行う対象事業者からの仕入れ又は対象事業者に対する出荷に係る事業が指定業種に該当するものであること。	
ロ 承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。	
ハ 減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。	
ニ 労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。	
② 本措置の対象である付加価値額の増加率が8%以上である場合について、要件に「承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること」が追加されました。	
(4) 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準について、先進性に係る要件の運用改善及びサプライチェーン類型の除外等 ^{けん} の見直しが行われました。	216

4	特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	219
	経営力向上に関する事項を記載した安定取引関係確立事業活動計画等につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定を受けた食品等事業者を本制度の対象となる個人とし、生産等設備を構成する減価償却資産でその認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等に記載された資産を本制度の対象となる資産とすることとされた上で、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	
5	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止	221
	適用期限（令和7年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。	
6	事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度（改正後：生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）の改正	
(1)	デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、その適用期限（令和7年3月31日）の到来をもって廃止されました。	223
(2)	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事項を記載した環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定を受けた食品等事業者を本制度の対象となる個人とし、その認定に係る環境負荷低減事業活動計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備の取得等をする場合のその生産工程効率化等設備を本制度の対象となる資産とすることとされました。	223
7	特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の改正	225
	対象設備から感染症対策のために取得等をする減価償却資産が除外された上、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	
8	特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正	
(1)	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	228
①	産業イノベーション促進地域に係る措置の対象事業から、デザイン業が除外されました。	
②	国際物流拠点産業集積地域に係る措置の対象地域（国際物流拠点産業	

集積地域の区域) について、一部の地域の追加等が行われました。	
(2) 沖縄の離島において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました。	228
(3) 特定地域において産業振興機械等を取得した場合の割増償却制度のうち半島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業からコールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業が除外された上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	228
9 医療用機器等の特別償却制度の改正	230
医療用機器に係る措置における高度な医療の提供に資する機器につき対象機器の一部が除外された上、制度の適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	
10 探鉱準備金制度の改正	
(1) 積立限度額について、その適用を受ける年の前年以前5年内の各年のいずれにおいても鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかった場合には、改正前の積立限度額から、次の①の金額から②の金額を控除した残額（その残額が改正前の積立限度額に25%を乗じて計算した金額を超える場合には、その計算した金額）を控除することとされました。	230
① その年における次の金額の合計額	
イ 積立てをした年の翌年1月1日から5年を経過した探鉱準備金の取崩しにより総収入金額に算入される金額	
ロ 探鉱準備金の任意の取崩しにより総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額	
② その年において支出する鉱物に係る新鉱床探鉱費の額及びその年の探鉱用機械設備の償却費の額の合計額	
(2) 制度の適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。	231
11 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例の改正	
(1) 農業経営基盤強化準備金制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	232
① 積立限度額の計算の基礎となる金額のうち農用地の取得に充てるための金額について、農用地のうち地域計画の区域においてその個人の利用が見込まれるものの取得に充てるための金額（改正前：農用地の取得に充てるための金額）に限定することとされました。	
② 確定申告書に添付することとされている農林水産大臣の証明書について、その証明書の原本の添付のほか、その写しの添付が可能とされまし	

た。	
(2) 農用地等を取得した場合の課税の特例について、次の見直しが行われました。	233
① 対象となる農用地が、認定計画等の定めるところにより取得をする農用地で地域計画にその個人が利用するものとして定められたもの（改正前：認定計画等の定めるところにより取得をする農用地）に限定されました。	
② 確定申告書に添付することとされている農林水産大臣の証明書について、その証明書の原本の添付のほか、その写しの添付が可能とされました。	
第四 その他の改正	
1 青色申告特別控除の改正	235
電子帳簿保存による65万円の青色申告特別控除の要件について、仕訳帳等につき優良な電子帳簿の保存要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録で、その特定電子計算機処理システムを使用して、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たして保存ができるものはその要件を満たして保存していることとすることができるとされました。	
2 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正	237
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。	
3 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正	
(1) 独立行政法人等に係る非課税承認の要件の特例の対象となる公益法人等の範囲に、国立健康危機管理研究機構が追加されました。	247
(2) 承認手続の特例の対象となる贈与等の範囲に、次に掲げる法人等に対する一定の贈与等を加えるとともに、本特例の対象となる学校法人に対する一定の贈与等については、全ての学校法人（改正前：学校法人会計基準に従い会計処理を行う私立学校振興助成法の学校法人）に対する一定の贈与等を対象とすることとされました。	247
① 国立健康危機管理研究機構	
② 準学校法人	
③ 公益信託の受託者	
(3) 非課税承認に係る財産を特定管理方法により管理する場合における非課税制度の継続適用の特例の特定買換資産の範囲に、非課税承認に係る贈与等を受けた上記(2)①から③までに掲げる法人等が、その贈与等に係る財産	253

で特定管理方法により管理しているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した一定の資産を加えること等とされました。

(4) 特定一般法人が公益目的支出計画に基づき他の公益法人等に財産等を贈与した場合における非課税制度の継続の特例措置について、適用対象に、特定贈与等を受けた特定一般法人が公益支出計画に基づき特定贈与等に係る財産等を類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産としようとする場合が追加されました。	254
(5) 他の公益法人等が特定贈与等を受けた公益法人等から資産の移転を受けた場合における非課税制度の継続の特例措置（受贈公益法人等が特定一般法人から資産の贈与を受けた場合の措置）について、適用対象に、類似の公益事務をその目的とする公益信託の受託者が公益目的支出計画に基づき特定一般法人から特定贈与等に係る財産等を公益信託の信託財産として受け入れた場合が追加されました。	255
(6) 非課税承認の取消しにより公益信託の受託者に対して所得税が課税される場合には、各公益信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、その受託者をそれぞれ別の者とみなして、所得税法等の規定を適用することとされました。	256
(7) 公益法人等が公益法人認定法の公益認定の取消処分を受けた場合の非課税制度の継続の特例措置における公益引継財産の計算方法について、公益法人認定制度上の公益目的取得財産残額の計算方法が見直されたことに伴う所要の整備が行われました。	257
4 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の改正 適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。	258
5 給付金等の非課税の改正	
(1) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による貸付けについて受けた債務免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととされました。	260
(2) 児童扶養手当受給者等に対するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けについて受けた債務免除により受ける経済的な利益の価額については、その事業内容の見直し後も引き続き所得税を課さないこととされました。	260
6 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の改正 この制度の対象となる学校法人及び準学校法人の情報公開要件について、私立学校法の改正に伴う整備が行われました。	262

法人税法の改正	本文 参照頁
1 リースに関する会計基準等への対応	
(1) 法人が賃貸借取引によりその賃貸借取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その賃貸借取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づきその法人が支払うこととされている金額があるときは、その支払うこととされている金額のうちその各事業年度において債務の確定した部分の金額は、その各事業年度において損金の額に算入することとする別段の定めが設けられました。	273
(2) リース資産の償却限度額等について、次の改正が行われました。 ① 所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされるリース資産の償却限度額の計算上選定することとされるリース期間定額法の計算の基礎となるリース資産の取得価額について、その所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日後に締結されたものにあっては、その取得価額に含まれる残価保証額に相当する金額を控除しないこととされました。 ② 所有権移転外リース取引の要件のうち割安購入権に関する要件について、賃借人に対しリース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を買い取る権利が与えられており、かつ、その権利が割安購入権であることその他の事情によりその権利が行使されることが確実であると見込まれるものであることとされました。 ③ リース資産につき賃借人がそのリース資産を賃借するために支出した費用として損金経理をした金額（賃借料として損金経理をした金額を除きます。）は、償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされました。	276
(3) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されました。	277
2 組織再編税制	
(1) 共同で事業を行うための合併及び分割型分割に係る適格要件について、その合併及び分割型分割に係る当事者が「法人税法別表第2又は別表第3に掲げる法人のうち、その組合員である事業者又は消費者の相互扶助を目的とする組合その他これに類する団体」のみである場合には、事業規模要件及び特定役員引継要件を除外することとされました。	298
(2) 通算法人が行った分割型分割及び株式分配（以下「分割型分割等」といいます。）により調整対象通算法人の株式等を分割承継法人に移転し、又は現物分配法人の株主等に交付する場合の資本金等の額から減少する金額、	299

みなし配当の額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額及びその通算法人の株主等の所有株式の譲渡原価について、その分割型分割等に係る調整対象通算法人の株式等の帳簿価額については修正前帳簿価額及び修正帳簿価額により調整した金額を用いて計算することとされました。	309
(3) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等について、調整勘定の金額の算定における移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額をその移転を受けた資産の取得価額の合計額からその移転を受けた負債の額の合計額を減算した金額とする等の算定方法の適正化が行われました。	
3 その他	
(1) 公共法人の範囲について、次の改正が行われました。	311
① 社会保険診療報酬支払基金の名称及び根拠法の題名について、所要の改正が行われました。	
② 公共法人となる独立行政法人の範囲から、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが除外されました。	
(2) 公益法人等について、次の見直しが行われました。	312
① 公益法人等の範囲について、次の見直しが行われました。	
イ 公益法人等について、日本学術会議が追加されるとともに、石炭鉱業年金基金が除外されました。	
ロ 非営利型法人の要件のうち残余財産の帰属先に関する要件について、その帰属先の範囲に「その残余財産が公益信託の信託財産とされる場合におけるその公益信託の受託者」が追加されました。	
ハ 社会医療法人の認定要件について、社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件における社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含める等の見直しが行われました。	
ニ マンション除却組合について、公益法人等とみなして収益事業から生ずる所得についてのみ課税することとし、適用される税率は普通法人と同様とするほか、みなし寄附金の規定は適用しないこととされました。	
② 収益事業から除外される事業の範囲について、次の見直しが行われました。	
イ 収益事業から除外される民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業に、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用の一部を負担して行うものが追加されました。	

ロ 収益事業から除外される医師会法人等がその開設する病院又は診療所において行う医療保健業の要件における社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の60を超えることとの基準等について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含める等の見直しが行われました。	
(3) 減価償却資産の範囲に、無形固定資産として二酸化炭素の貯留事業に関する法律の試掘権が追加されました。	326
(4) 寄附金の損金不算入制度について、次の見直しが行われました。	332
① 特定公益増進法人の範囲に、国立健康危機管理研究機構が追加されました。	
② 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例における公益法人特別限度額の計算の基礎となる公益目的事業の実施のために必要な金額の算出方法が見直されました。	
(5) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が交付する鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金が追加されました。	339
(6) スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の制定に伴い、不正行為等に係る費用等の損金不算入制度について、損金不算入の対象となるものに同法の規定による課徴金及び延滞金が追加されました。	340
(7) 法人がその有する特定受益証券発行信託の受益権（以下「所有受益権」といいます。）に係る特定受益証券発行信託の元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合における所有受益権の譲渡損益の計算について、その譲渡原価をその所有受益権の払戻しの直前の帳簿価額を基礎として計算した金額とするほか、所要の整備が行われました。	346

防衛特別法人税の創設	本文参照頁
所得に対する法人税を課される者を納税義務者とし、各課税事業年度の所得に対する法人税の額（基準法人税額）から基礎控除額（年500万円）を控除した金額を課税標準とする防衛特別法人税が創設され、法人税の申告期限等に併せて、課税標準に4%の税率を乗じて計算した防衛特別法人税の額等について申告し、その防衛特別法人税の額を納付することとされました。	354

租税特別措置法等（法人税関係）の改正	本文 参照頁
1 税額控除等関係 (1) 中小企業者等の法人税率の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、その事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）とされました。 ② 対象法人から通算法人が除外されました。 (2) 研究開発税制のうち特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別研究機関等に国立健康危機管理研究機構が追加されました。 (3) 中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 ① 中小企業者から除外されるみなし大企業から、発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1を超える数又は金額の株式又は出資が一定の承認会社の所有に属している農地所有適格法人が除外されました。 ② 対象となる中小企業者等の範囲から、特定認定を受けた特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているものが除外されました。 (4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 ① 観光地形成促進地域に係る措置の対象施設から、国際健康管理・増進施設が除外されました。 ② 対象事業について、次の見直しが行われました。 イ 情報通信産業振興地域に係る措置の対象事業から、パッケージソフトウェア業が除外されました。 ロ 産業イノベーション促進地域に係る措置の対象事業から、デザイン業が除外されました。 ③ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の対象地域（国際物流拠点産業集積地域の区域）について、一部の地域の追加等が行われました。 (5) 地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。 ① 機械装置及び器具備品の特別償却割合が、35%（改正前：40%）に引き下げられました。	429 449 451 456 463

- ② 特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件が1億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられました。
- ③ 特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る措置について、次の見直しが行われました。
- イ 措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合が追加されました。
- (イ) 承認地域経済牽引事業が次のいずれかに該当すること。
- A 指定業種に該当すること。
- B 対象事業の特定取引先の行う対象事業者からの仕入れ又は対象事業者に対する出荷に係る事業が指定業種に該当するものであること。
- (ロ) 承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。
- (ハ) 減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。
- (ニ) 労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。
- ロ 本措置の対象である直前事業年度における付加価値額の増加率が8%以上である場合について、要件に「承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること」が追加されました。
- ④ 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準について、先進性に係る要件の運用改善及びサプライチェーン類型の除外等の見直しが行われました。
- (6) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特例控除制度について、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化等の見直しが行われた上、その適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。 480
- (7) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 487
- ① 中小企業者から除外されるみなし大企業について、上記(3)①と同じ見直しが行われました。
- ② 経営力向上に関する事項を記載した安定取引関係確立事業活動計画等につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定を受けた食品等事業者を本制度の対象となる法人とし、生産等設備を構成する減価償却資産でその認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等に記載され

た資産を本制度の対象となる資産とすることとされました。

- ③ 対象資産に次のイからニまでの減価償却資産で、経営力向上設備等（建物の新設又は増設をする場合におけるその建物を含む生産等設備を構成するもので、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資する一定のものに限ります。）に該当するもののうちその中小企業者等の特定認定に係る特定経営力向上計画に記載されたものが追加され、建物及びその附属設備の特別償却割合が15%（特定建物等については、25%）と、税額控除割合が1%（特定建物等については、2%）とされ、それ以外の減価償却資産の特別償却割合及び税額控除割合については改正前の本制度と同様とされました。

イ 機械及び装置

ロ 工具、器具及び備品

ハ 建物及びその附属設備

ニ 一定のソフトウェア

- (8) 5G導入促進税制は、その適用期限（令和7年3月31日）の到来をもって廃止されました。 507

- (9) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 511

- ① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、その適用期限（令和7年3月31日）の到来をもって廃止されました。

- ② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事項を記載した環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定を受けた食品等事業者を本制度の対象となる法人とし、その認定に係る環境負荷低減事業活動計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備の取得等をする場合のその生産工程効率化等設備を本制度の対象となる資産とすることとされました。

2 特別償却関係

- (1) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、研究所用の施設の取得等資金に係る要件が4億5,000万円以上（改正前：4億円以上）に引き上げられた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 514
- (2) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象設備から感染症対策のために取得等をする減価償却資産が除外された上、事業継続力強 517

化計画又は連携事業継続力強化計画の認定期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	
(3) 共同利用施設の特別償却制度について、共同利用施設のうち建物の取得価額要件が650万円以上（改正前：600万円以上）に引き上げられた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	518
(4) 青色申告書を提出する法人で再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画について再資源化事業等高度化法の認定を受けたものが、再資源化事業等高度化法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、その認定に係る認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等高度化法の再資源化事業等の高度化に著しく資する一定のものの取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額（20億円が上限とされています。）の35%相当額の特別償却ができる制度が創設されました。	518
(5) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正が行われました。	530
① 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	
イ 産業イノベーション促進地域に係る措置の対象事業から、デザイン業が除外されました。	
ロ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の対象地域（国際物流拠点産業集積地域の区域）について、一部の地域の追加等が行われました。	
② 沖縄の離島において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました。	
③ 特定地域において産業振興機械等を取得した場合の割増償却制度のうち半島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業からコールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業が除外された上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	
(6) 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置における高度な医療の提供に資する機器につき対象機器の一部が除外された上、制度の適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。	532
3 準備金等関係	
(1) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の改正が行われました。	534

- ① 特定保険については特定保険区分ごとに異常災害損失等の計算を行うこととされました。
- ② 特定保険の異常災害損失率が55%（改正前：50%）に引き上げられました。
- ③ 火災保険等に係る積立率の特例及び火災等共済組合等の共済に係る積立率の特例の適用期限が、令和10年3月31日まで3年延長されました。
- (2) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。
- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度における積立限度額について、その適用を受ける事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても鉱物に係る新鉱床探鉱費又は国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかった場合には、改正前の積立限度額から、次のイの金額からロの金額を控除した残額（その残額が改正前の積立限度額に25%を乗じて計算した金額を超える場合には、その計算した金額）を控除することとされました。
- イ 当該事業年度における次の金額の合計額
- (イ) 積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した探鉱準備金又は海外探鉱準備金の取崩しにより益金の額に算入される金額
- (ロ) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の任意の取崩しにより益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額
- ロ 当該事業年度において支出する鉱物に係る新鉱床探鉱費の額及び当該事業年度の探鉱用機械設備の償却額の合計額又は当該事業年度において支出する国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の額及び当該事業年度の海外探鉱用機械設備の償却額の合計額
- ② 海外探鉱準備金制度の対象となる国内鉱業者に準ずる法人の認定に係る要件のうち、国外子会社への役員及び技術者の派遣に係る要件について、その法人の役員の派遣に代えてその法人の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣され、及びその法人又は他の会社の技術者が派遣されている場合にも本要件を満たすこととされるとともに、技術者の範囲から重要な使用人が除外されました。
- (3) 農業経営基盤強化準備金制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。
- ① 積立限度額の計算の基礎となる金額のうち農用地の取得に充てるための金額について、農用地のうち地域計画の区域においてその法人の利用が見込まれるものの取得に充てるための金額（改正前：農用地の取得に

536

539

充てるための金額)に限定することとされました。 ② 確定申告書等に添付することとされている農林水産大臣の証明書について、その証明書の原本の添付のほか、その写しの添付が可能とされました。 (4) 農用地等を取得した場合の課税の特例について、次の見直しが行われました。 ① 対象となる農用地が、認定計画の定めるところにより取得をする農用地で地域計画にその法人が利用するものとして定められたもの(改正前:認定計画の定めるところにより取得をする農用地)に限定されました。 ② 確定申告書等に添付することとされている農林水産大臣の証明書について、その証明書の原本の添付のほか、その写しの添付が可能とされました。 4 その他の特別措置関係 (1) 沖縄の認定法人の課税の特例について、次の見直しが行われた上、内国法人の確認期限及び認定期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 ① 情報通信産業特別地区に係る措置の対象事業から、パッケージソフトウェア業が除外されました。 ② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の対象区域(国際物流拠点産業集積地域の区域)について、一部の地域の追加等が行われました。 (2) 特定の医療法人の法人税率の特例における国税庁長官の承認等の要件について、社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの基準における社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含める等の見直しが行われました。 (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人から、特定認定を受けた特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているものが除外されました。 (4) 特定の公共的施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されました。 (5) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例は、適用期限(令和7年3月31日)の到来をもって廃止されました。 (6) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について、超過分配事業年度以後の各事業年度の「金銭の分配の額が分配可能額の90%超であること」とする要件における超過分配額が、その受託法人の当該事業年度に係る金	542 546 546 549 550 550 551
--	--

銭の分配の額がその受託法人の当該事業年度終了の時における純資産価額から元本の額及び評価・換算差額等の額の合計額（改正前：元本の額）を控除した金額を上回る場合におけるその上回る部分の金額とされました。	
5 震災税特法関係 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等は、廃止されました。	554

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正	本文 参照頁
1 相続税の物納制度の見直し 相続税の物納制度について、物納許可限度額の計算上、延納期間終了後の当面の生活費等を加算することとされました。	556
2 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の延長 適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました。	558
3 農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度における営農困難時貸付けの要件の見直し 営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由のうち、納税猶予期間中に農業に従事することを不可能にさせる故障について、介護医療院への入所により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したものが追加されました。	560
4 山林に係る相続税の納税猶予制度における経営困難時委託特例の要件の見直し 経営困難時委託特例の適用を受けることができる事由のうち、納税猶予期間中に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障について、介護医療院への入所により山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したものが追加されました。	561
5 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例制度等の改正 (1) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例制度における役員等就任要件について、贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとされました。 (2) 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととされました。	562

租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正	本文 参照頁
1 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の改正 軽減税率を1,000分の2（改正前：1,000分の1.5）に引き上げた上、適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。	564
2 認定事業再編計画等（産業競争力強化法）に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正 本特例の適用対象となる登記の範囲に、産業競争力強化法の規定に基づき認定を受けたものとみなされる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等に基づき行う会社の設立等の登記が追加されました。	565
3 選定実施計画（情報処理の促進に関する法律）に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日までの間に選定事業者が選定実施計画に基づき受ける資本金の額の増加（合併による資本金の額の増加及び分割による資本金の額の増加を除きます。）の登記に係る登録免許税の税率を、1,000分の3.5（本則：1,000分の7）に軽減する措置が講じられました。	566
4 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正 次の見直しが行われた上、適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 (1) 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が特定建築物の新築等に着手するまでの期限が、取得後3年以内（改正前：2年以内）に緩和されました。 (2) 特定建築物の新築等の前提となる建替え等が必要な建築物の築年数要件が、築15年超（改正前：10年超）であることとされました。	570
5 社会保険診療報酬支払基金の改組に伴う所要の措置 登録免許税法別表第3に掲げる者の範囲から社会保険診療報酬支払基金が削除されるとともに、同表に掲げる者の範囲に医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が追加されました。	570
6 租税特別措置等の適用期限の延長・廃止 (1) 次に掲げる租税特別措置の適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 ① 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減措置	571

- ② 相続に係る所有権の移転登記等の免税措置
- (2) 帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止されました。

国際課税関係の改正	本文 参照頁
1 グローバル・ミニマム課税への対応 (1) 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の創設等 ① 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の創設 イ 納税義務者 内国法人（公共法人を除きます。）は、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を納める義務があることとされました。 外国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）を有する構成会社等であるときは、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を納める義務があることとされました。 ロ 課税の範囲 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税残余额について、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を課することとされました。 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）を有する構成会社等である外国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税残余额について、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を課することとされました。 ハ 内国法人の法人税関係 (イ) 国際最低課税残余额 「国際最低課税残余额」は、次の順序により算出することとされました。 ○ まず、軽課税所得ルール（UTPR）の対象とされるグループ全体の「グループ国際最低課税残余额」を算出します。これは、グループ全体に係る基準税率に満たないとされる「グループ国際最低課税額」から各国・地域の所得合算ルール（IIR）の対象となる金額等を控除して算出します。	576 576 577

- 次に、グループ国際最低課税残余額について、軽課税所得ルール導入国の構成会社等の従業員等の数及び有形資産の額を用いて我が国に配分される「国内グループ国際最低課税残余額」を算出します。
- 最後に、我が国に配分された国内グループ国際最低課税残余額について、我が国の納税義務者である構成会社等の従業員等の数及び有形資産の額を用いて、各納税義務者に帰せられる「国際最低課税残余額」を算出します。

i グループ国際最低課税残余額

579

(i) 概要

「グループ国際最低課税残余額」とは、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額から、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の会社等別国際最低課税額等に係る国際最低課税額等及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額をいうこととされました。

(ii) 国際的な事業活動の初期段階における適用免除

特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、国際最低課税残余法人税等施行日以後最初に特定多国籍企業グループ等に該当することとなった対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は、零とすることとされました。

ii 国内グループ国際最低課税残余額

581

(i) 概要

「国内グループ国際最低課税残余額」とは、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額に、その特定多国籍企業グループ等に係る国内従業員等割合に100分の50を乗じて計算した割合とその特定多国籍企業グループ等に係る国内有形資産割合に100分の50を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいうこととされました。

(注1) 上記(i)の「国内従業員等割合」とは、次のaに掲げる数のうちに次のbに掲げる数の占める割合をいいます。

a 特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等
(その所在地国が我が国又は国際最低課税残余額相当額課
税国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きま
す。)の従業員等の数の合計数

b 特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等
(その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種
投資会社等を除きます。)の従業員等の数の合計数

(注2) 上記(i)の「国内有形資産割合」とは、次のaに掲げる金額
のうちに次のbに掲げる金額の占める割合をいいます。

a 特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等
(その所在地国が我が国又は国際最低課税残余額相当額課
税国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きま
す。)の有形資産の額の合計額

b 特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等
(その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種
投資会社等を除きます。)の有形資産の額の合計額

(ii) 導管会社等がある場合の特例

構成会社等のうちに導管会社等(各種投資会社等を除きます。
(ii)において同じです。)がある場合には、上記(i)(注1) aに
掲げる数及び上記(i)(注2) aに掲げる金額にはそれぞれ導管
会社等(その設立国が我が国であるもの又は国際最低課税残余
額相当額課税国であるものに限り、)の従業員等の数及び
有形資産の額を含むものとし、上記(i)(注1) bに掲げる数及
び上記(i)(注2) bに掲げる金額にはそれぞれ導管会社等(そ
の設立国が我が国であるものに限り、)の従業員等の数及
び有形資産の額を含むものとされました。また、導管会社等
の設立国を所在地国とする他の構成会社等がない場合その他の一
定の場合には、その導管会社等の従業員等の数及び有形資産の
額は、国内グループ国際最低課税残余額の計算において考慮し
ないこととされました。

(iii) 会社等の収入等の一部につき特定収入等がある場合の特例

会社等について、その会社等の各対象会計年度に係る収入等
のうちに特定収入等とその他の収入等がある場合には、特定収
入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有する導
管会社等以外の会社等があるものとみなして、国内グループ国
際最低課税残余額の計算を行うものとされました。

「国際最低課税残余額」とは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の国内グループ国際最低課税残余額に、その内国法人に係る構成会社等別従業員等割合に100分の50を乗じて計算した割合とその内国法人に係る構成会社等別有形資産割合に100分の50を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいうこととされました。

(注1) 上記iiiの「構成会社等別従業員等割合」とは、次の(i)に掲げる数のうちに次の(ii)に掲げる数の占める割合をいいます。

(i) 特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きます。）の従業員等の数の合計数

(ii) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きます。）の従業員等の数

(注2) 上記iiiの「構成会社等別有形資産割合」とは、次の(i)に掲げる金額のうちに次の(ii)に掲げる金額の占める割合をいいます。

(i) 特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きます。）の有形資産の額の合計額

(ii) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きます。）の有形資産の額

(ロ) 課税標準

583

内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額とされ、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額とされました。

(ハ) 税額の計算

584

内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額に90.7%の税率を乗じて計算した金額とされました。

(ニ) 申告及び納付等

584

i 国際最低課税残余額に係る確定申告

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（申告書を最初に提出すべき対象会計年度においてその申告書を提出する一定の場合には1年6月以内）に、税務署長に対し、その対象会計年度の課税標準である内国法人に係る課税標準国際最低課税残余额、その内国法人に係る課税標準国際最低課税残余额につき上記イに基づいて計算した法人税の額等の一定の事項を記載した申告書を提出しなければならないこととされました。

ii 電子情報処理組織による申告

特定法人である内国法人は、原則として、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の申告については、国際最低課税残余额確定申告書又はその申告書に係る修正申告書及び添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより、行わなければならないこととされました。

iii 国際最低課税残余额に係る確定申告による納付

国際最低課税残余额に係る確定申告書に記載した法人税の額があるときは、その申告書の提出期限までにその金額に相当する法人税を国に納付しなければならないこととされました。

iv 前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例

更正等に伴い、更正等に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る内国法人に係る課税標準国際最低課税残余额について計算した法人税の額が過大となる場合について、更正の請求の特例が設けられました。

(ホ) 更正

589

i 内国法人の各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の課税標準の更正をする場合には、その更正に係る更正通知書にその更正の理由を付記しなければならないこととされました。

ii 内国法人の各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の課税標準は、推計による更正の対象外とされました。

iii 内国法人の各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税については、調査に際しその備え付けられた帳簿書類を検査するものとする措置の対象外とされました。

ニ 外国法人の法人税関係

(イ) 国際最低課税残余额

591

「国際最低課税残余额」とは、特定多国籍企業グループ等に属す

る恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限ります。（イ）において同じです。）を有する構成会社等である外国法人の各対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の国内グループ国際最低課税残余額に、その外国法人に係る構成会社等別従業員等割合に100分の50を乗じて計算した割合とその外国法人に係る構成会社等別有形資産割合に100分の50を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいうこととされました。

（注1） 上記（イ）の「構成会社等別従業員等割合」とは、次の i に掲げる数のうちに次の ii に掲げる数の占める割合をいいます。

- i 特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きます。）の従業員等の数の合計数
- ii 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である外国法人（各種投資会社等を除きます。）の恒久的施設等の従業員等の数

（注2） 上記（イ）の「構成会社等別有形資産割合」とは、次の i に掲げる金額のうちに次の ii に掲げる金額の占める割合をいいます。

- i 特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きます。）の有形資産の額の合計額
- ii 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である外国法人（各種投資会社等を除きます。）の恒久的施設等の有形資産の額

（ロ） 課税標準

591

外国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額とされ、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額とされました。

（ハ） 税額の計算

591

外国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額に90.7%の税率を乗じて計算した金額とされました。

（ニ） 申告及び納付等

591

i 国際最低課税残余額に係る確定申告

特定多国籍企業グループ等に属する外国法人は、各対象会計年

度終了の日の翌日から1年3月以内（申告書を最初に提出すべき対象会計年度においてその申告書を提出する一定の場合には1年6月以内）に、税務署長に対し、その対象会計年度の課税標準である外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額、その外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額につき上記イに基づいて計算した法人税の額等の一定の事項を記載した申告書を提出しなければならないこととされました。

ii 国際最低課税残余額に係る確定申告による納付

国際最低課税残余額に係る確定申告書に記載した法人税の額があるときは、その申告書の提出期限までにその金額に相当する法人税を国に納付しなければならないこととされました。

iii 前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例

更正等に伴い、更正等に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額について計算した法人税の額が過大となる場合について、更正の請求の特例が設けられました。

(ホ) 更正

i 外国法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の課税標準の更正をする場合には、その更正に係る更正通知書にその更正の理由を付記しなければならないこととされました。

ii 外国法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の課税標準は、推計による更正の対象外とされました。

iii 外国法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税については、調査に際しその備え付けられた帳簿書類を検査するものとする措置の対象外とされました。

ホ 罰則

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税のは脱等について所要の罰則を規定することとされました。

② 特定基準法人税額に対する地方法人税の見直し

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の創設に伴い、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の付加税である「特定基準法人税額に対する地方法人税」を見直し、その課税の対象に特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額（附帯税の額を除きます。）が追加されるとともに、その名称が「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改められる等の改正が行われました。

593

594

596

③ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の見直し

600

各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の創設に伴い、本制度の提供義務者の範囲に一定の外国法人が追加されたほか、本制度により提供すべき事項として国内グループ国際最低課税残余额に関する事項が追加されるとともに、本制度により提供すべき事項の名称が「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改められる等の改正が行われました。

(2) 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設等

① 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設

602

イ 納税義務者

605

内国法人（公共法人を除きます。）は、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納める義務があることとされました。

外国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限ります。イにおいて同じです。）を有する構成会社等であるとき又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等であるときは、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納める義務があることとされました。

ロ 課税の範囲

605

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人に対しては、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課することとされました。

特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限ります。ロにおいて同じです。）を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人に対しては、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課することとされました。

ハ 内国法人の法人税関係

(イ) 国内最低課税額

i 概要

605

「国内最低課税額」とは、次に掲げる内国法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいうこととされました。

- (i) 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限ります。(i)において同じです。）である内国法人又は過去対象会計年度に

においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であった内国法人でその対象会計年度においてその構成会社等でないもの その対象会計年度における構成会社等に係る国内最低課税額

- (ii) 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限りです。）である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であった内国法人でその対象会計年度においてその共同支配会社等でないもの その対象会計年度における共同支配会社等に係る国内最低課税額

ii 構成会社等に係る国内最低課税額

(i) 概要

構成会社等に係る国内最低課税額は、国内実効税率が基準税率を下回るか否か、国内グループ純所得の金額があるか否か等に応じ、「当期グループ国内最低課税額に係る帰属額」、「再計算グループ国内最低課税額に係る帰属額」、「未分配所得国内最低課税額」及び「永久差異調整に係るグループ国内最低課税額に係る帰属額」の合計額とされました。

(ii) 当期グループ国内最低課税額に係る帰属額

a 概要

「当期グループ国内最低課税額に係る帰属額」とは、当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額から我が国に係る実質ベース所得除外額（一定の給与額の合計額の5%相当額と一定の有形資産の帳簿価額の合計額の5%相当額との合計額をいいます。（イ）において同じです。）を控除した残額に基準税率から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいいます。）に、帰属割合を乗じて計算した金額をいうこととされました。

b 帰属割合

上記 a における「帰属割合」とは、(a)に掲げる金額が(b)に掲げる金額のうちに占める割合をいうこととされました。

- (a) 上記 i (i)に掲げる内国法人（上記 i (i)の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限りです。）であるものに限りです。）の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る

606

607

部分の金額

- (b) (a)の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額

(iii) 再計算グループ国内最低課税額に係る帰属額

614

a 概要

「再計算グループ国内最低課税額に係る帰属額」とは、過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額をいうこととされました。

b 再計算グループ国内最低課税額

上記 a における「再計算グループ国内最低課税額」とは、過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の減少額等の一定の金額がある場合において、その過去対象会計年度に係る再計算当期グループ国内最低課税額からその過去対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額を控除した残額をいうこととされました。

c 過去帰属割合

上記 a における「過去帰属割合」とは、過去対象会計年度に係る(a)に掲げる金額がその過去対象会計年度に係る(b)に掲げる金額のうちに占める割合をいうこととされました。

- (a) 上記 i (i)に掲げる内国法人（その過去対象会計年度において上記 i (i)の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）であったものに限ります。）の再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額

- (b) その過去対象会計年度において(a)の特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等（その過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であったものに限ります。）の再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額

d 合併により解散した場合等の特例

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）であった内国法人が過去対象会計年度において合併により解散した場合又は過去対象会計年度においてその内国法人の残余財産が確定した場

合において、各対象会計年度におけるその内国法人に係る再計算グループ国内最低課税額に係る帰属額があるときは、その金額は、再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度における構成会社等に係る国内最低課税額に含むこととされました。

(iv) 未分配所得国内最低課税額

626

「未分配所得国内最低課税額」とは、上記 i (i) に掲げる内国法人（各種投資会社等に限ります。）に係る未分配所得国内最低課税額をいうこととされ、ここでいう未分配所得国内最低課税額は、上記 i (i) に掲げる内国法人（上記 i (i) の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものであって、かつ、対象各種投資会社等であるものに限ります。）であるものに限ります。）の各対象株主等に係る株主等別未分配額の合計額とされました。

(v) 永久差異調整に係るグループ国内最低課税額に係る帰属額

626

a 概要

「永久差異調整に係るグループ国内最低課税額に係る帰属額」とは、国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から我が国に係る特定国別調整後対象租税額を控除した残額に、帰属割合を乗じて計算した金額をいうこととされました。

b 帰属割合

上記 a における「帰属割合」とは、(a) に掲げる金額が (b) に掲げる金額のうちに占める割合をいうこととされました。

(a) 上記 i (i) に掲げる内国法人（特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）であるものに限ります。）の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額

(b) (a) の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額

iii グループینگ特例

628

特定構成会社等（被少数保有構成会社等、被少数保有親構成会社等若しくは被少数保有子構成会社等又は各種投資会社等）がある場合には、特定構成会社等と特定構成会社等以外の構成会社等

とに区分し、特定構成会社等を一定のグループに区分して、構成会社等に係る国内最低課税額に係る規定を適用することとされました。

iv 各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例 629

各種投資会社等の個別計算所得等の金額等について、最終親会社等が有するその各種投資会社等に対する持分に係る部分に限定した上で、国内最低課税額の計算を行うこととされました。

v 適用免除基準 630

(i) 収入金額等に関する適用免除基準

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除きます。）である内国法人が各対象会計年度において収入金額要件（我が国における一定の収入金額の3対象会計年度の平均額が1,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額未満であること。）及び所得金額要件（所在地国所得等の金額の3対象会計年度の平均額が100万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額未満であること。）の全てを満たす場合には、その対象会計年度のその内国法人に係る当期グループ国内最低課税額は、零とすることとされました。

(ii) 連結除外構成会社等に関する適用免除基準

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国を我が国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等が含まれるものに限ります。）である内国法人が各対象会計年度において実効税率要件（我が国における一定の実効税率が15%以上であること。）又は通常利益要件（我が国における一定の所得金額から損失金額を減算した金額と収入金額の合計額が我が国に係る実質ベース所得除外額以下であること。）のいずれかを満たす場合には、その対象会計年度のその内国法人に係る当期グループ国内最低課税額は、零とすることとされました。

vi 我が国に係る実質ベース所得除外額の特例 634

特定多国籍企業グループ等の選択により、我が国に係る実質ベース所得除外額を零とすることができることとされました。

vii 永久差異調整に係るグループ国内最低課税額に係る特例 635

特定多国籍企業グループ等の選択により、永久差異調整に係るグループ国内最低課税額を零とし、翌対象会計年度以降の対象会計年度における国内実効税率の計算において国内グループ調整後

対象租税額から控除することができることとされました。

viii 国際的な事業活動の初期段階における適用免除

636

特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、国際最低課税残余法人税等施行日以後最初に特定多国籍企業グループ等に該当することとなった対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等（外国によって、我が国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等についてグループ単位で算出された基準税率に満たない金額に対してIIRを課することとされている場合を除きます。）には、その判定対象会計年度に係る国内最低課税額は、零とすることとされました。

ix 共同支配会社等に係る国内最低課税額

637

共同支配会社等に係る国内最低課税額は、基本的に構成会社等に係る国内最低課税額と同様に計算することとされましたが、次の点については構成会社等に係る国内最低課税額と取扱いが異なることとされました。

(i) その所在地国を我が国とする2つの共同支配会社等がある場合において、これらの共同支配会社等が同一の資本系統に属していないときは、それぞれ区分して共同支配会社等に係る国内最低課税額を計算することとされました。

(ii) 共同支配会社等に係る国内最低課税額の計算において、連結除外構成会社等に関する適用免除基準等の特例は適用されないこととされました。

x 会社等の収入等の一部につき特定収入等がある場合の特例

638

会社等について、その会社等の各対象会計年度に係る収入等のうちに特定収入等とその他の収入等がある場合には、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、国内最低課税額の計算を行うものとされました。

xi 移行期間 CbCR セーフ・ハーバー

638

(i) 構成会社等に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバー

令和8年4月1日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度(令和10年6月30日までに終了するものに限ります。)

においてaからcまでの要件のいずれかを満たす場合には、構成会社等に係る国内最低課税額は、零とすることとされました。

a デミニマス要件（国別報告事項又はこれに相当する事項と

して提供され、又は提供されるものとした場合における我が国に係る収入金額が1,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額未満であり、我が国に係る税引前当期利益の額に一定の調整を加えた金額（(i)において「調整後税引前当期利益の額」といいます。）が100万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額未満であること。）

b 簡素な実効税率要件（連結等財務諸表に記載された一定の法人税の額及び法人税等調整額の合計額が国別報告事項又はこれに相当する事項として提供され、又は提供されるものとした場合における我が国に係る調整後税引前当期利益の額に占める割合が17%以上であること。）

c 通常利益要件（国別報告事項又はこれに相当する事項として提供され、又は提供されるものとした場合における我が国に係る調整後税引前当期利益の額がグルーピング特例を適用しないで計算した場合の我が国に係る実質ベース所得除外額以下であること。）

(ii) 共同支配会社等に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバー

令和8年4月1日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度(令和10年6月30日までに終了するものに限ります。)
においてデミニマス要件、簡素な実効税率要件又は通常利益要件のいずれかを満たす場合には、共同支配会社等に係る国内最低課税額は、零とすることとされました。

共同支配会社等に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバーでは、構成会社等であれば国別報告事項に記載された情報を用いるとされているところを連結等財務諸表に記載された情報を用いることとされました。

(ロ) 課税標準

内国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額とされ、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額は、各対象会計年度の国内最低課税額とされました。

(ハ) 税額の計算

内国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額に75.3%の税率を乗じて計算した金額とされました。

(ニ) 申告及び納付等

644

645

645

i 国内最低課税額に係る確定申告

上記(イ) i に掲げる内国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（申告書を最初に提出すべき対象会計年度においてその申告書を提出する一定の場合には1年6月以内）に、税務署長に対し、その対象会計年度の課税標準である内国法人に係る課税標準国内最低課税額、その内国法人に係る課税標準国内最低課税額につき上記(イ)に基づいて計算した法人税の額等の一定の事項を記載した申告書を提出しなければならないこととされました。

ii 電子情報処理組織による申告

特定法人である内国法人は、原則として、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の申告については、国内最低課税額確定申告書又はその申告書に係る修正申告書及び添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより、行わなければならないこととされました。

iii 国内最低課税額に係る確定申告による納付

国内最低課税額に係る確定申告書に記載した法人税の額があるときは、その申告書の提出期限までにその金額に相当する法人税を国に納付しなければならないこととされました。

iv 前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例

更正等に伴い、更正等に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る内国法人に係る課税標準国内最低課税額について計算した法人税の額が過大となる場合について、更正の請求の特例が設けられました。

(ホ) 更正

650

i 内国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準の更正をする場合には、その更正に係る更正通知書にその更正の理由を付記しなければならないこととされました。

ii 内国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準は、推計による更正の対象外とされました。

iii 普通法人等である内国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税については、調査に際しその備え付けられた帳簿書類を検査するものとされました。

ニ 外国法人の法人税関係

(イ) 国内最低課税額

651

i 概要

「国内最低課税額」とは、次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいうこととされました。

(i) 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限ります。（イ）において同じです。）を有する構成会社等である外国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等であった外国法人でその対象会計年度においてその構成会社等でないもの その対象会計年度における構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額

(ii) 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等であった外国法人でその対象会計年度においてその共同支配会社等でないもの その対象会計年度における共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額

ii 構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額

「構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額」とは、上記 i (i) に掲げる外国法人の恒久的施設等につき、内国法人の各対象会計年度に係る国内最低課税額に対する法人税に関する規定に準じて計算した金額をいうこととされました。

iii 共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額

「共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額」とは、上記 i (ii) に掲げる外国法人の恒久的施設等につき、内国法人の各対象会計年度に係る国内最低課税額に対する法人税に関する規定に準じて計算した金額をいうこととされました。

(ロ) 課税標準

外国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額とされ、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額は、各対象会計年度の国内最低課税額とされました。

(ハ) 税額の計算

外国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額に75.3%の税率を乗じて計算した金額とされました。

652

652

(二) 申告及び納付等

652

i 国内最低課税額に係る確定申告

上記(イ) i に掲げる外国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（申告書を最初に提出すべき対象会計年度においてその申告書を提出する一定の場合には1年6月以内）に、税務署長に対し、その対象会計年度の課税標準である外国法人に係る課税標準国内最低課税額、その外国法人に係る課税標準国内最低課税額につき上記(ハ)に基づいて計算した法人税の額等一定の事項を記載した申告書を提出しなければならないこととされました。

ii 国内最低課税額に係る確定申告による納付

国内最低課税額に係る確定申告書に記載した法人税の額があるときは、その申告書の提出期限までにその金額に相当する法人税を国に納付しなければならないこととされました。

- iii 前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例
更正等に伴い、更正等に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る外国法人に係る課税標準国内最低課税額について計算した法人税の額が過大となる場合について、更正の請求の特例が設けられました。

(ホ) 更正

654

- i 外国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準の更正をする場合には、その更正に係る更正通知書にその更正の理由を付記しなければならないこととされました。
- ii 外国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準は、推計による更正の対象外とされました。
- iii 普通法人等である外国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税については、調査に際しその備え付けられた帳簿書類を検査するものとされました。

ホ 罰則

654

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税のは脱等について所要の罰則を規定することとされました。

② 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の創設

655

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設に合わせて、法人税を納める義務がある法人を納税義務者とし、各課税対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額又は外国法人に係る課税標準国内最低課税額について計算した法人税の額（国内最低課税額に係る特定基準法人税額）を課税標準とする、国内最低課税額に係る特定基準法

人税額に対する地方法人税が創設され、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の申告期限等に併せて、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に247/753の税率を乗じて計算した国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額等について申告し、その地方法人税の額を納付することとされました。

③ グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の創設

イ グループ国内最低課税額報告事項等の提供

658

グループ国内最低課税額報告対象法人は、特定多国籍企業グループ等のグループ国内最低課税額報告事項等（特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、国内実効税率その他国内最低課税額に関する一定の事項等をいいます。）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。

（注） 上記イの「グループ国内最低課税額報告対象法人」とは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）である内国法人、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限ります。）である内国法人、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限ります。（注）において同じです。）を有する構成会社等である外国法人、特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人又は過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であった一定の法人をいいます。

ロ グループ国内最低課税額報告事項等の提供義務の免除

662

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の税務当局がグループ国内最低課税額報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができると認められる一定の場合に該当するときは、上記イによる提供義務を免除することとされました。

ハ 最終親会社等届出事項の提供

663

上記ロの適用を受けるグループ国内最低課税額報告対象法人は、その特定多国籍企業グループ等の最終親会社等届出事項（最終親会社等の名称、所在地国その他一定の事項をいいます。）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。

ニ 特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供期限の特例	665
グループ国内最低課税額報告対象法人が最初にグループ国内最低課税額報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる一定の場合には、上記イ及びハの提供期限については、「1年6月以内」とすることとされました。	
ホ 罰則	665
グループ国内最低課税額報告事項等の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定することとされました。	
(3) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し	
① 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直し	
イ 個別計算所得等の金額の計算	673
(イ) 当期純損益金額の決定における独立企業間価格に基づく調整等の見直し	
構成会社等と共同支配会社等との間の取引を当期純損益金額の決定における独立企業間価格に基づく調整の対象に加えることとされたほか、当期純損益金額に係る調整方法の見直しが行われました。	
(ロ) 導管会社等に係る当期純損益金額の特例の見直し	
被分配会社等が対象導管会社等に対する所有持分を他の会社等を通じて間接に保有する場合における導管会社等に係る当期純損益金額の特例について、被分配会社等が所在する国又は地域の租税に関する法令がその対象導管会社等及び当該他の会社等の収入等をこれらの会社等の構成員の収入等として取り扱う場合に本特例を適用することとされたほか、本特例に係る要件の見直しが行われました。	
(ハ) 恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の見直し	
恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例について、恒久的施設等を有する構成会社等の各対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額から減算される金額及びその恒久的施設等のその対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額に加算される金額の見直しが行われました。	
ロ 調整後対象租税額の計算	690
(イ) 被配分当期対象租税額の見直し	
特定法人税法に係る被配分当期対象租税額の特例が創設されたほか、被配分当期対象租税額の計算の見直しが行われました。	
(ロ) 被配分繰延対象租税額の創設	
繰延対象租税額の計算において、被配分繰延対象租税額を加算す	

ることとされました。	
(イ) 取戻繰延税金負債の見直しに伴う対応等	
下記ハの取戻繰延税金負債の計算の見直し等に伴う繰延対象租税額の計算の見直しが行われました。	
ハ 再計算国別国際最低課税額	729
取戻繰延税金負債は後入先出法、先入先出法又は個別法のうちから構成会社等がその繰延税金負債について選定した方法により算出した金額とすることとされたほか、取戻繰延税金負債の計算の見直しが行われました。	
ニ 自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準	737
自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準について、特定目的会社等に係るスイッチオフ・ルールが創設されたほか、本特例におけるスイッチオフ・ルールの見直しが行われました。	
② 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の見直し	739
特定多国籍企業グループ等報告事項等について、国別実効税率等の水準に係る構成会社等又は共同支配会社等に係る所得合算ルールに係る税及び軽課税所得ルールに係る税を課することとされるものがない場合におけるその国別実効税率等の水準をその範囲から除外する等の見直しが行われました。	
(4) 各事業年度の所得に対する法人税の額の計算における各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税等の納付額及び還付額の取扱い	740
各事業年度の所得に対する法人税の額を計算する場合には、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の納付額は、損金の額に算入しないこととされ、その還付額は、益金の額に算入しないこととされました。	
各事業年度の所得に対する法人税の額の計算における各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の納付額は、債務確定の日の属する事業年度において利益積立金額から減算することとされ、その還付額は、還付を受けることが確定した日の属する事業年度において利益積立金額に加算することとされました。	
2 外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等の見直し	
(1) GloBE ルールの導入に伴う事務負担の軽減に関する見直し	743

① 課税対象金額等の合算時期の見直し

従前の制度（会社単位の合算課税・受動的所得の合算課税）では、外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含む内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされていましたが、今般の改正において、外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含む内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。

また、この改正に伴い、内国法人が外国関係会社の各事業年度終了の日以後2月を経過する日までの間に合併により解散した場合における外国関係会社の判定に係る特例やその他の規定についても必要な見直しが行われました。

② 書類添付義務・保存義務の対象とされる書類の見直し

書類添付義務の対象とされる書類の範囲から次に掲げる書類を除外する改正が行われました。

イ 株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに準ずるもの

ロ 貸借対照表及び損益計算書（これに準ずるものを含みます。）に係る勘定科目内訳明細書

また、この改正に伴い、書類保存義務の対象とされる書類の範囲についても同様の見直しが行われました。

(2) 控除対象所得税額等相当額の控除の見直し

743

今般の改正において各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（UTPR）が創設されたことに伴い、本控除制度の対象から外国関係会社に対して課される各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を除外する等の改正が行われました。

(3) 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例

744

居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例についても、上記(1)と基本的に同様の改正が行われました。

(4) 関連制度の見直し

744

特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例についても、上記(1)及び(2)と基本的に同様の改正が行われました。

3 その他

(1) 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者等に係る課税の特例の創設

① 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者（日本国政府からの2027年国際園芸博覧会への参加の公式の招請を受け入

747

れた外国又は国際機関（外国法人に限ります。）をいいます。以下同じです。）及びその公式参加者の博覧会関連業務（２０２７年国際園芸博覧会の準備又は運営に関する業務で営利を目的としないものをいいます。以下同じです。）を行う一定の外国法人並びに博覧会国際事務局の恒久的施設帰属所得等（令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に行う博覧会関連業務に係るものに限ります。）については、法人税を課さないこととされました。	
② 公式参加者及びその公式参加者の博覧会関連業務を行う一定の外国法人に勤務する非居住者等並びに博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者の給与（令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に行う博覧会関連業務に係る勤務に基因するものに限ります。）については、所得税を課さないこととされました。	748
(2) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正 ① 任意届出書を提出する者がその任意届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に提示すべき居住地国確認書類等の範囲から、国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証が除外され、その範囲に、新たに国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は私立学校教職員共済組合制度の資格確認書が追加されました。 ② 報告対象国の範囲について、２か国・地域の租税条約等の相手国等が追加されました。	754

租税条約の締結	本文参照頁
１ 日本・ウクライナ租税条約の締結 我が国とウクライナとの間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。 (1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができること及び恒久的施設に帰属する利得は、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算されることを規定しています。	767

- (2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が設けられ、又は課税が免除されることを規定しています。

	現行条約（注1）	新条約
配 当	15%	5%：持分保有割合25%以上・保有期間6か月以上（注2） 15%：その他
利 子	免税：政府受取等 10%：その他	免税：政府受取等 5%：金融機関受取、年金基金受取等 10%：その他
使用料	免税：著作権 10%：その他	5%

（注1） ウクライナとの間では、現在、旧ソ連との条約が適用されています。

（注2） 持分は、日本法人支払の場合は議決権、ウクライナ法人支払の場合は資本を指します。

- (3) 条約の規定に適合しない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。また、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。

- (4) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を行うことを規定しています。

- (5) 条約の特典の濫用を防止するため、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得に対して第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合については、条約の特典は認められないことを規定しています。

- (6) 条約は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、条約は第217回国会で承認されました。）を経た後、外交上の経路を通じて、その国内手続の完了を確認する通告を相互に行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。

2 日本・トルクメニスタン租税条約の締結

我が国とトルクメニスタンとの間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができること及び恒久的施設に帰属す

769
771
772

779

782

785

786

795

る利得は、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算されることを規定しています。

- (2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が設けられ、又は課税が免除されることを規定しています。

	現行条約（注1）	新条約
配 当	15%	免税：持分保有割合25%以上・保有期間6か月以上（注2） 10%：その他
利 子	免税：政府受取等 10%：その他	免税：政府受取、金融機関受取、年金基金受取等 10%：その他
使用料	免税：著作権 10%：その他	10%

（注1） トルクメニスタンとの間では、現在、旧ソ連との条約が適用されています。

（注2） 持分は、日本法人支払の場合は議決権、トルクメニスタン法人支払の場合は資本を指します。

- (3) 条約の規定に適合しない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。また、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。
- (4) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を行うことを規定しています。
- (5) 条約の特典の濫用を防止するため、親子会社間の配当に対する免税は適格者等の一定の要件を満たす居住者に限って認められること、また、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得に対して第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合については、条約の特典は認められないことを規定しています。
- (6) 条約は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、条約は第217回国会で承認されました。）に従って承認された後、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。

3 日本・アルメニア租税条約の締結

我が国とアルメニア共和国との間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて

797
798
800

807

810

813

815

824

事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができること及び恒久的施設に帰属する利得は、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算されることを規定しています。

- (2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が設けられ、又は課税が免除されることを規定しています。

	現行条約（注1）	新条約
配 当	15%	免税：持分保有割合25%以上・保有期間365日以上（注2） 5%：その他
利 子	免税：政府受取等 10%：その他	免税：政府受取等 5%：その他
使用料	免税：著作権 10%：その他	5%

（注1） アルメニアとの間では、現在、旧ソ連との条約が適用されています。

（注2） 持分は、日本法人支払の場合は議決権、アルメニア法人支払の場合は資本を指します。

- (3) 条約の規定に適合しない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。また、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。
- (4) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を行うことを規定しています。
- (5) 条約の特典の濫用を防止するため、親子会社間の配当に対する免税は適格者等の一定の要件を満たす居住者に限って認められること、また、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得に対して第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合については、条約の特典は認められないことを規定しています。
- (6) 条約は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、条約は第217回国会で承認されました。）に従って承認された後、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。

消費税法等の改正	本文 参照頁
一 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し	
1 出国時に免税対象物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する「リファンド方式」に見直すこととされ、具体的には、輸出物品販売場を営営する事業者が免税購入対象者に免税対象物品の譲渡を行った場合に、その譲渡に係る免税購入をした免税購入対象者が、その免税購入をした日から90日以内に、当該免税対象物品を輸出することにつき税関長の確認を受けたときに、当該譲渡に係る消費税が免除されることとなりました。	852
2 税関長が上記1の確認を行った場合には、国税庁長官を通じて税関確認情報を輸出物品販売場を営営する事業者へ提供することとされ、当該事業者が当該税関確認情報を保存しなければ免税が適用されないこととされました。	853
3 上記1の税関長の確認を受けた免税購入対象者は、当該確認を受けた免税対象物品を、遅滞なく、輸出する義務が課されることとされ、当該免税対象物品が輸出されないこととなったときは、税関長は、当該確認を受けた免税購入対象者から当該免税対象物品につき免除された消費税額に相当する消費税を即時徴収することとされました。また、正当な理由なく当該免税対象物品を輸出しなかった免税購入対象者は罰則の対象とされました。	854
4 一般物品と消耗品の区分及び消耗品の同一店舗1日当たりの購入上限額（税抜価額50万円）が廃止され、消耗品について行うこととされていた特殊包装についても不要とされました。また、免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定めることとされました。	854
5 船舶観光上陸許可等の上陸許可を受けて在留する者については、免税購入する際に上陸許可書のほか、その所持する旅券を輸出物品販売場を営営する事業者へ提示することとされました。	855
6 税抜価額が100万円以上の免税対象物品については、税関長の確認において当該免税対象物品を特定するに足りる事項を購入記録情報に記録することとされました。	855
7 現行の一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可区分を一般型輸出物品販売場の許可に統合することとされ、統合後の一般型輸出物品販売場については、承認免税手続事業者へ免税販売手続を委託できることとされました。また、免税手続カウンターの設置場所に係る特定商業施設の要件は廃止することとされました。なお、承認免税手続事業者へ免税販売手続を委託する場合に、輸出物品販売場で免税対象物品の引渡しが行われた日と同	856

一の日に免税販売を行うことが必要とされました。	
二 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止	861
リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止されました。	
三 その他の改正	
1 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から、事業者により保存されている一定の電磁的記録（特定電磁的記録に限ります。）であって、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合におけるその電磁的記録が除外されました。	867
2 対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為の範囲に、放送法に規定する配信で、法律により受信者がその締結を行わなければならないこととされている契約に基づき受信料を徴収して行われるものを加えることとされました。	869
3 児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業として行われる資産の譲渡等について、消費税が非課税とされる社会福祉事業等に類する事業として行われる資産の譲渡等の範囲に追加することとされました。	869
4 金地金等の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類の範囲に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録が含まれることとされました。	870
5 消費税が非課税とされる身体障害者用物品について、頭部保持具及び座位保持椅子の区分の削除及び車載用姿勢保持装置の区分の追加が行われたほか、個別商品についての所要の見直しが行われました。	870

租税特別措置法等（間接税等関係）の改正	本文参照頁
一 酒税関係の改正 消費税の輸出品販売場制度の見直し等に伴い、輸出酒類販売場制度について、次の見直しが行われました。 (1) 出国時に免税対象酒類の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する「リファンド方式」に見直すこととされ、具体的には、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、免税購入対象者に対し、輸出するために一定の方法により購入される免税対象酒類を販売するため、当該免税対象酒類を当該輸出酒類販売場から移出した場合であって、当該免税購入対象者が、その購入した日から90日以内に、当該免税対象酒類を輸出することにつき	875

	税関長の確認を受けたときは、当該移出に係る酒税が免除されることとされました。	
	(2) 税関長が上記(1)の確認を行った場合には、国税庁長官を通じて税関確認情報を輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供することとされ、当該酒類製造者が当該税関確認情報を保存しなければ免税が適用されないこととされました。	875
	(3) 上記(1)の税関長の確認を受けた免税購入対象者は、当該確認を受けた免税対象酒類を、遅滞なく、輸出する義務が課されることとされ、当該免税対象酒類が輸出されないこととなったときは、税関長は、当該確認を受けた免税購入対象者から当該免税対象酒類につき免除された酒税額に相当する酒税を即時徴収することとされました。また、正当な理由なく当該免税対象酒類を輸出しなかった免税購入対象者は罰則の対象とされました。	876
	(4) 船舶観光上陸許可等の上陸許可を受けて在留する者については、免税購入する際に上陸許可書のほか、その所持する旅券を輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示することとされました。	877
	(5) 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から、酒類製造者により保存されている一定の電磁的記録（特定電磁的記録に限ります。）であって、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合におけるその電磁的記録が除外されました。	877
二	たばこ税関係の改正	
1	防衛力強化に係る財源確保のためのたばこ税の措置として、次の措置が講じられました。	882
	(1) 加熱式たばこの課税標準の計算方法について、「価格」に応じた課税方式を廃止し、「重量」のみに応じて紙巻たばこの本数に換算する方式とした上で、スティック型のものとそれ以外のものとに区分し、かつ、それぞれの区分ごとに紙巻たばこの本数に換算する際の換算係数について見直すとともに、一定の重量以下の加熱式たばこを紙巻たばこ1本に換算する等の仕組みを設けることとされました。	
	(2) たばこ税の税率について、令和9年4月1日から、当分の間、1,000本につき1,500円引き上げることとされました。これに伴い、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間に製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率について、次の期間ごとに、次の税率によることとする経過措置が講じられました。	
	① 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 1,000本につき7,302円	
	② 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 1,000本につき7,802円	
2	入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限が1	888

年延長されました。	
三 自動車重量税関係の改正	
1 車検制度の見直しに伴い、新車新規登録から18年又は13年を経過した一定の検査自動車に係る自動車重量税率の特例措置について所要の整備が行われました。	889
2 車検制度の見直しに伴い、使用済自動車に係る自動車重量税の還付措置について所要の整備が行われました。	892
四 印紙税関係の改正	
1 独立行政法人日本学生支援機構等が作成する独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号に規定する学資の支給に係る業務に関する文書を非課税文書の範囲に加えることとされました。	893
2 国民健康保険団体連合会が作成する予防接種法第43条第2号及び第3号（同条第2号の業務に係る業務に限ります。）に掲げる業務等に関する文書を非課税文書の範囲に加えることとされました。	895
3 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が3年延長されました。	896
4 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和7年8月31日まで延長されました。	897

国税通則法等の改正	本文参照頁
一 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の見直し 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限ります。）であって、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合におけるその電磁的記録が除外されました。	901
二 その他納税環境整備関係の改正 1 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等による e-Tax の利便性の向上 (1) 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し 電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により申請等を行う者が添付書面等記載事項等をスキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録（以下「イメージデータ」といいます。）をその申請等と併せて送	908

信する場合のその階調の要件について、白色から黒色までの階調が256階調以上（グレースケール）であること（改正前：赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上（カラー）であること）とされました。 (2) イメージデータのファイル形式の拡充 イメージデータを送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式に、JPEG 形式及び JPG 形式が追加されました。	
2 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設等に伴う改正	909
(1) 納税義務の成立時期の整備 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の納税義務は、対象会計年度の終了の時に成立することとされました。 (2) 納税証明書の証明事項の整備 納税証明書において証明する法人税に関する事項の範囲に、法人の各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余额、内国法人に係る課税標準国内最低課税額、外国法人に係る課税標準国際最低課税残余额及び外国法人に係る課税標準国内最低課税額が追加されました。	
三 事業性融資の推進等に関する法律の制定に伴う国税徴収法等の改正	
1 法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等 納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に企業価値担保権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その企業価値担保権により担保される債権に次いで徴収することとされました。また、国税に先立つ企業価値担保権により担保される特定被担保債権の元本の金額は、その企業価値担保権者がその国税に係る差押え又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とされました。	916
2 強制換価手続の範囲の見直し 「強制換価手続」の範囲に、企業価値担保権の実行手続が追加されました。	917
四 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の制定に伴う国税通則法の改正 納税者の財産につき譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律に基づく帰属清算の通知又は処分清算譲渡の通知がされ、その納税者の国税が納期限までに完納されないと認められる場合には、その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができることとされました。	921

地方税法等の改正

本文
参照頁

1 個人住民税

- (1) 令和8年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限り、）で控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。以下同じです。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除することとされました。

特定親族の前年の合計所得金額	控 除 額
58万円超95万円以下	45 万 円
95万円超100万円以下	41 万 円
100万円超105万円以下	31 万 円
105万円超110万円以下	21 万 円
110万円超115万円以下	11 万 円
115万円超120万円以下	6 万 円
120万円超123万円以下	3 万 円

- (2) 令和8年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）とすることとされました。

- (3) 非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託の受託者に対して課する道府県民税及び市町村民税の所得割について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとされました。

2 地方法人課税（法人住民税・法人事業税）

- (1) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額を含まないこととされました。

- (2) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすることとされました。

- (3) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う事業について、非課税措置を講ずることとされました。

- (4) 付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算の基礎となる純支払賃借料の算定について、法人が賃借権等の対価として、その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の事業年度において支払うこととされている金額を支払賃借料とする等の所要の措置を講ずることとされました。

- (5) 道府県知事が法人の事業税の賦課徴収について閲覧等を請求する法人税

に関する関係書類の範囲に、事業税の納税義務者との間に一定の完全支配関係があると認められる者に係る関係書類を加えることとされました。	
(6) 国税の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）の見直しを踏まえ、地方税においても、見直し後の特別償却について法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとし、その適用期限を令和10年3月31日まで延長することとされました。	940
(7) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとされました。	941
(8) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとされました。	941
(9) 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、その適用期限を令和10年3月31日まで延長することとされました。	942
(10) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとされました。	942
(11) 一般送配電事業者又は配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、当該一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額（以下「賠償負担金相当金額等」といいます。）を原子力発電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当金額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合における当該賠償負担金相当金額等に相当する収入金額をそれぞれ追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和12年3月31日まで延長することとされました。	943
3 不動産取得税	
(1) 税負担軽減措置等の創設	943
2027年国際園芸博覧会の開催に伴い、博覧会協会、参加国等又は参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋を取得した場合	

等に係る非課税措置を講ずることとされました。

(2) 税負担軽減措置等の拡充等

943

不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとされました。

- ① 特定特例事業者等に係る不動産特定共同事業契約について、新築又は増築等の着手要件を土地又は家屋の取得後3年以内（改正前：2年以内）とすること。
- ② 特定特例事業者等が取得する建替えが必要な家屋の要件を、新築された日から起算して15年（改正前：10年）を経過した家屋とすること。

(3) 税負担軽減措置等の延長

944

- ① 預金保険法等に規定する協定銀行が破綻金融機関等及び破綻保険会社等からの事業譲渡等に伴い取得する不動産に係る非課税措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ② 農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画等に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ③ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置等の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ④ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和12年3月31日まで5年延長することとされました。
- ⑤ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑥ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑦ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置等の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑧ 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に

基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。	
⑨ 買取再販事業者が取得する不動産に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。	
(4) 税負担軽減措置等の廃止 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置が廃止されました。	946
4 地方たばこ税 加熱式たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられました。	947
5 軽油引取税 (1) 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとされました。	947
(2) 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいいます。以下同じです。）に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」といいます。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象となる円滑化協定の細目を定めることとされました。	947
(3) 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置について、その対象となる円滑化協定の細目を定めることとされました。	948
(4) 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する特定旅客輸送事業者等に限ります。以下「特例対象事業者」といいます。）のうち地方税法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないものとすることとされました。	948
(5) 鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供する免税軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、当該引取りに係る軽油と軽	948

油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限ります。）には、製造の承認を受ける義務を免除する等所要の措置を講ずることとされました。

6 自動車税・軽自動車税

(1) 二輪の原動機付自転車のうち総排気量が0.125ℓ以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る種別割の標準税率を年額2,000円とすることとされました。

948

(2) 特例措置の延長等

949

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとされました。
- ② バリアフリー性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとされました。
- ③ 先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとされました。
- ④ 2027年国際園芸博覧会の開催に伴い、公式参加者等若しくは博覧会国際事務局又は公式参加者等に勤務する非居住者等若しくは博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者が取得し、又は所有する一定の自動車等に係る自動車税及び軽自動車税について、非課税とする措置を講ずることとされました。
- ⑤ 締約国軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに係る自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定の細目を定めることとされました。

7 固定資産税・都市計画税

(1) 税負担軽減措置等の創設

950

- ① 鉄道事業者等が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に既設の鉄軌道に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の3分の2（当該償却資産のうち一定の鉄道事業者が取得したものにあっては、4分の3）の額とすることとされました。
- ② 2027年国際園芸博覧会の開催に伴い、博覧会協会、参加国等若しくは参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の固定資産等に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずることとされました。

(2) 税負担軽減措置等の拡充等

- ① 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産となる機械及び装置等に一定の見直しを行った上、適用期限を令和9年3月31日まで延長することとされました。
- ② 港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置について、対象資産の見直しを行った上、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとされました。
- ③ 令和2年7月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置について、その特例措置の適用期限を令和8年度まで2年度分延長することとされました。
- ④ 令和2年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から4年度間は固定資産税額及び都市計画税額の2分の1に相当する額を減額することとされました。
- ⑤ 令和2年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から4年度間はその価格の2分の1の額とすることとされました。
- ⑥ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の認定を受けた者が設置する一定の廃棄物処理施設を加えることとされました。

(3) 税負担軽減措置等の延長等

- ① 鉄道の安全性向上設備に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ② 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和12年3月31日まで5年延長することとされました。

- ④ 都市鉄道利便増進事業等により整備したトンネルに係る非課税措置及び取得した鉄道施設等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑤ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑥ 公益財団法人又は公益社団法人が所有する能楽堂に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年度まで2年度分延長することとされました。
- ⑦ 国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾の荷さばき施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑧ 駅のバリアフリー施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑨ 鉄道事業者等が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑩ 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑪ 防災上重要な道路等における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和10年3月31日まで3年延長することとされました。
- ⑫ 所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑬ 農業協同組合等が取得した農林漁業者の共同利用機械等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑭ ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置について、一定の手続き簡素化の見直しを行った上、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑮ 市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑯ 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置につ

いて、その適用期限を令和10年3月31日まで3年延長することとされました。

- ⑰ 国際戦略港湾等における陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑱ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑲ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑳ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する防災施設建築物に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ㉑ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、その措置の適用を受けるための手続きの見直しを行った上、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。

(4) 税負担軽減措置等の整理合理化

- ① 水素ステーションに係る課税標準の特例措置について、対象設備の取得価額要件を3億円以上（改正前：1億5,000万円以上）に引き上げた上、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。
- ② 低炭素化に資する新規製造車両等に係る課税標準の特例措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。

イ JRや大手民間鉄道事業者が取得した改良車両に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の4分の3（改正前：3分の2）とされました。

ロ JRや大手民間鉄道事業者について適用対象となる改良車両に一定の環境性能要件が加えられました。

- ③ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置について、市民緑地が設置される前と比して緑化施設の面積が増加すること等の要件を加えた上、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。

(5) 税負担軽減措置等の廃止

- ① 帰還・移住等環境整備推進法人が整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準の特例措置が廃止されました。
- ② 平成28年熊本地震の被災住宅用地等に係る特例措置が廃止されました。

963

963

- ③ 平成28年熊本地震の被災代替家屋に係る税額の減額措置が廃止されました。
- ④ 平成30年7月豪雨の被災住宅用地等に係る特例措置が廃止されました。
- ⑤ 平成30年7月豪雨の被災代替家屋に係る税額の減額措置が廃止されました。
- ⑥ 平成30年7月豪雨の被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置が廃止されました。

8 事業所税

- (1) 2027年国際園芸博覧会の開催に伴い、公式参加者等若しくは博覧会国際事務局又は博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者が行う一定の博覧会関連業務の用に供する施設において行う事業に係る事業所税について、令和11年3月31日まで、非課税とする措置を講ずることとされました。 965
- (2) 沖縄振興特別措置法に基づく課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました。 966
- (3) 企業主導型保育事業の用に供する施設に係る課税標準の特例措置が廃止されました。 966
- (4) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業以外の事業に係る事業所税を非課税とする措置を講ずることとされました。 966

9 地方税関係手続用電子情報処理組織（eLTAX）による地方税関係手続

地方税関係法令に基づき地方団体の長が他の行政機関の長以外の者に対して行う一定の通知により当該者に通知した事項について、当該者の申出がある場合には、地方税関係手続用電子情報処理組織（eLTAX）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により、当該者に提供することができることとする等の措置を講ずることとされました。 967